

## 基本施策（9）地域社会における男女共同参画の推進

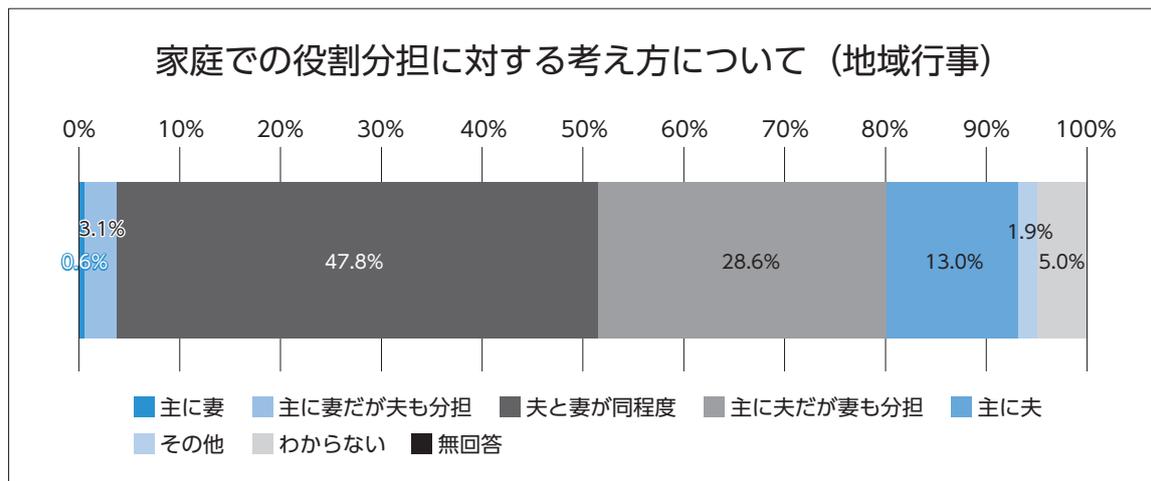
### 《現状と課題》

地域社会において、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるためには、あらゆる世代の人々が地域活動に参画し地域づくりを行うことが大切です。

男女共同参画市民アンケートでは、「家庭での役割分担に対する考え方について、どのように家事の分担をしているか」という問いに対し、地域行事への参加について、「主に夫」「主に夫だが妻も分担」と回答した割合が41.6%を占めており、地域活動において、女性の参画が進んでいないことがうかがえます。

また、高齢化や60歳を超えて働く機会の増加などにより、地域活動の更なる担い手不足が進み、地域社会を維持・継続していくことが、困難な状況になっていきます。

持続可能な地域活動を行うには、女性の参画を拡大し、女性の視点を反映した地域づくりを支援していくとともに、誰もが参画できるように地域や自治会の負担軽減に努めていくことが求められています。



出典：菊川市男女共同参画・多文化共生アンケート（令和2年度）

《事業・取り組み》

【地域社会における男女共同参画の推進】

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
81	地域活動における女性の参画の推進	地域活動において女性の意見を反映させるため、自治会やコミュニティ協議会に対し、女性の視点の必要性を伝え、行事への参加や役員などの登用についても呼びかけを行う。	地域支援課	個人・地域
82	地域活動に参画する人材の育成	性別を問わず地域活動やまちづくりに主体的に参画する人材やリーダー育成のための講座などを開催する。	地域支援課	個人・地域
83	誰もが参加しやすい地域活動の推進	必要に応じ会議などを平日の夜間や土日に設定するなど、多様な住民が参加しやすい活動のあり方を周知する。	地域支援課	個人・地域
84 新規	男女共同参画を推進する新たな取り組みの推進	男女共同参画の推進を目的とした市民団体などの活動支援や新たな取り組みを推進する。	地域支援課	個人・地域
85	地域活動への円滑な参画の促進	地域における意思決定の場への女性の参画を進めるため、地域づくりに関する情報の提供や相談対応を行う市民協働センターについて周知する。	地域支援課	個人・地域
86 新規	地域活動や自治会などの負担軽減	誰もが地域活動の担い手になることができるように、市から地域や自治会などへ依頼する、業務の軽減への取組を進める。また、地域や自治会内の業務の軽減に向けた啓発を行う。	地域支援課	個人・地域

《指標》

指標区分	項目	R2（実績）	R6（中間）	R8（最終）
成果指標	家庭における夫婦の役割分担の現状について「地域行事への参加」夫婦が共同で行っている場合の割合(男女共同参画市民アンケート)	79.5%	—	86.7%
活動指標	男女共同参画推進に関する活動を行う市民団体数	7団体	9団体	10団体

## 基本施策（10）防災における男女共同参画の推進

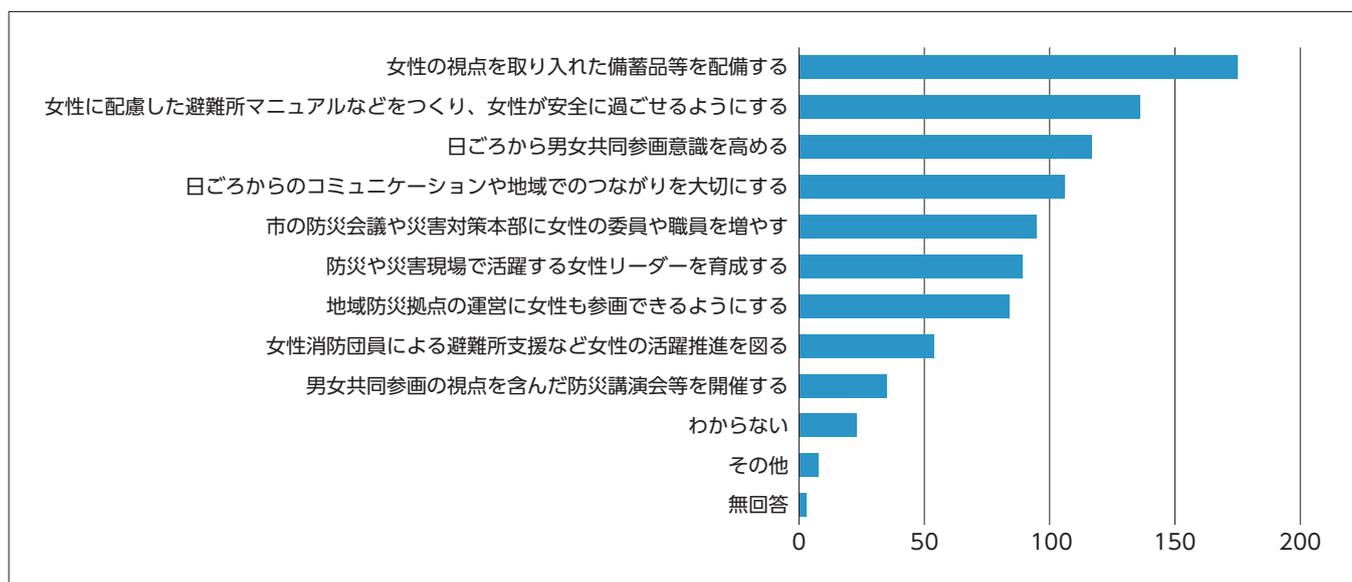
### 《現状と課題》

大雨や豪雨による自然災害の増加や大規模地震の発生が懸念される中で、防災において、女性や子どもなどの災害弱者になりやすい人たちへの配慮や女性の参画の必要性が再認識されています。また、平常時における固定的な性別役割分担意識の下で、非常時に家事、育児、介護などの負担が女性に集中したり、避難所でのDVや性暴力・性犯罪が生じる危険性が高まったりするなどの課題があります。

男女共同参画市民アンケートでは、「防災分野に女性が参画するために、どのような施策が必要だと思いますか」という問いに対し、「女性の視点を取り入れた備蓄品等を配備する」や「女性に配慮した避難所マニュアルなどをつくり、女性が安全に過ごせるようにする」の割合が高くなっています。

このようなことから、避難所運営マニュアルや備蓄品、避難所運営に男女共同参画の視点を反映させて、女性と男性が災害から受ける影響の違いを十分に意識することが求められています。

【問】 防災分野に女性が参画するために、どのような施策が必要だと思いますか。



出典：菊川市男女共同参画・多文化共生アンケート（令和2年度）

《事業・取り組み》

【防災における男女共同参画の推進】

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
87	男女共同参画の視点による防災活動の啓発や情報提供	男女共同参画の視点を含んだ防災活動の必要性について、防災講演会などにおいて啓発する。	危機管理課	個人・地域
88	性別によるニーズの違いに配慮した備蓄品などの配備	性別によるニーズの違いに配慮した備蓄品などを配備する。	危機管理課	個人・家庭・地域
89	防災分野における女性の参画推進	女性消防団員の活動の充実や、入団促進を図るとともに、防火指導、救急指導及び広報活動を行う。	消防総務課	個人・地域
		災害時、性別や年齢などの多様なニーズに対応することができるよう、地区防災連絡会や各地区の防災会議等を通じて、自主防災組織への女性の参画を推進するとともに、避難所運営委員会への女性の参加を促進する。	危機管理課	個人・地域
90 新規	女性の防災リーダーの育成や活動の啓発	女性の防災リーダーを育成するために、女性へ防災士講習などの参加の呼びかけや情報提供を行う。	危機管理課	個人・地域

《指標》

指標区分	項目	R2（実績）	R6（中間）	R8（最終）
成果指標	避難所運営委員会における女性の割合	11.3%	上昇	30.0%
活動指標	男女共同参画の視点を含んだ防災講演会や講座などの開催回数	3回	3回	4回

## 基本目標4 あらゆる分野における女性の参画拡大



### (女性活躍のさらなる推進)

#### 基本施策(11) 女性の政策や方針決定過程への参画拡大【重点】

##### 《現状と課題》

男女共同参画社会を実現するためには、市の政策や方針決定をはじめ、事業所、各種団体のあらゆる分野における政策・方針決定の場に男女が対等に参画し、意思が公平・公正に反映されることが重要です。

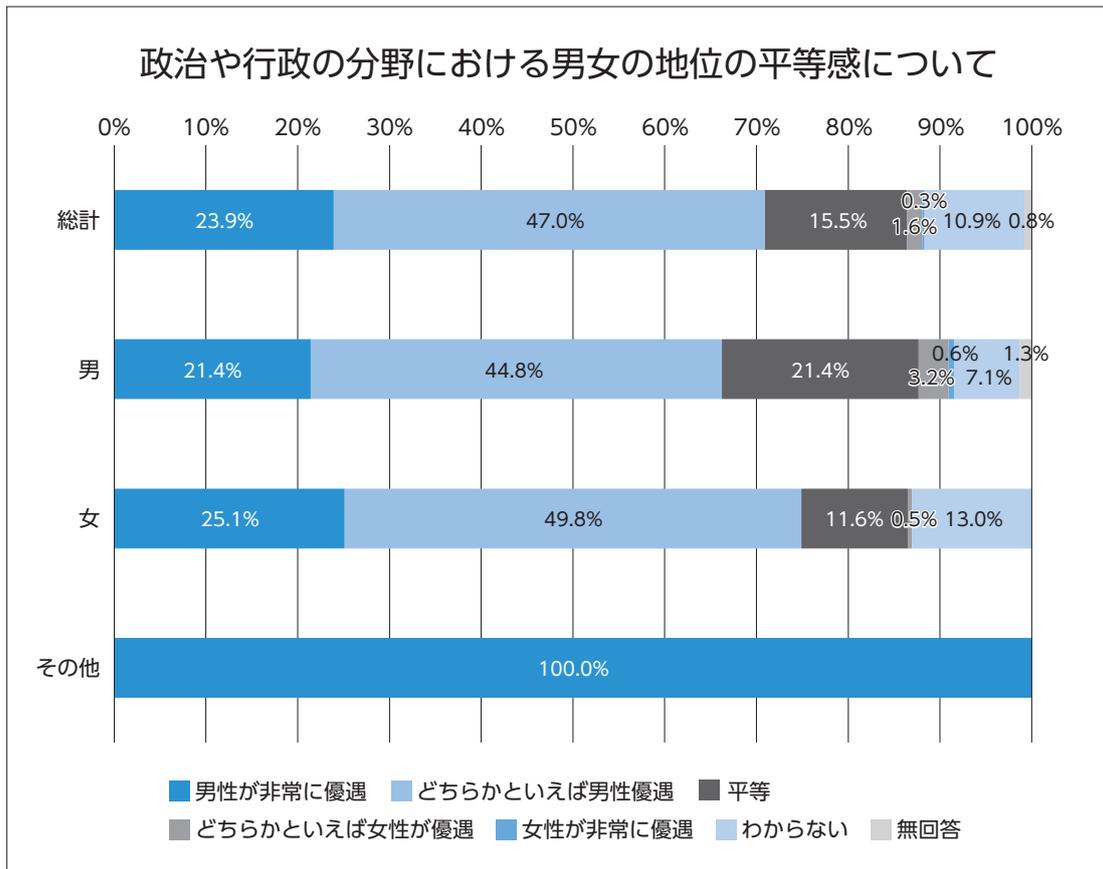
しかし、様々な分野において、政策・方針決定の場は男性によって占められている傾向があり、女性の参画は十分とはいえない状況にあります。

男女共同参画市民アンケートでは、政治や行政の分野において、「男性が非常に優遇」が23.9%、「どちらかといえば男性優遇」が47.0%となっており、約7割が男性優遇と感じています。

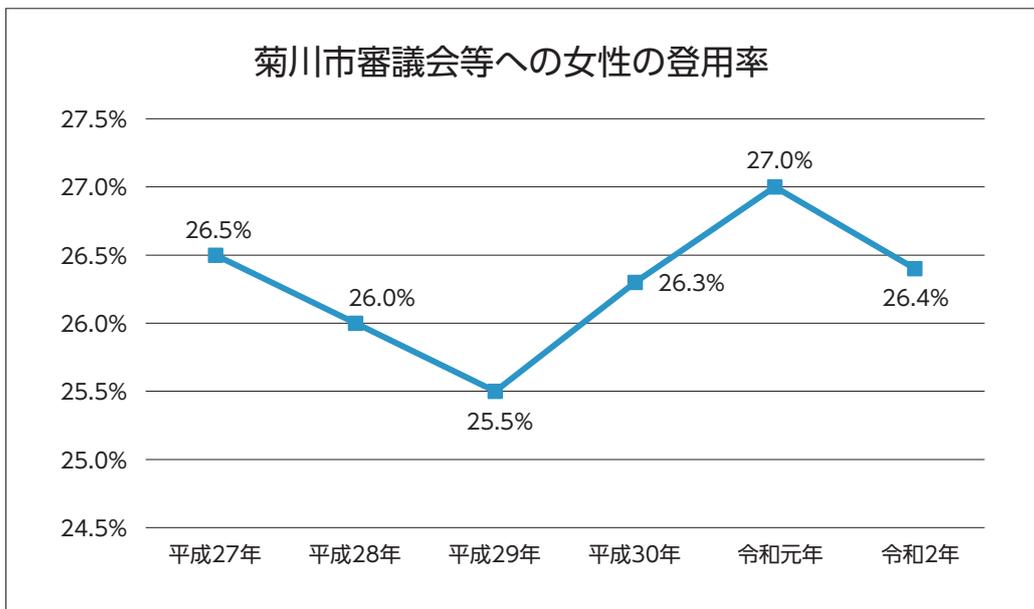
また、市役所の審議会等における女性委員の割合は、令和2年度において、26.4%にとどまり、第3次プラン策定時の目標の33.0%に届いていない状況にあります。

こうした中、市が率先して男女共同参画社会の実現に向けた事例となるよう、審議会等への女性の登用や女性管理職の積極的な登用などの取組が求められています。

また、次世代を担う子どもたちが、固定的役割分担意識に関係なく活躍している人の姿をみたり、地域課題に触れたりする取組などにより、将来本市で活躍する人材を育成することが求められています。



出典：菊川市男女共同参画・多文化共生アンケート（令和2年度）



出典：男女共同参画関係施策推進調査

《事業・取り組み》

【市政、審議会等（行政分野）への女性の登用促進】

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
91	市の審議会等への女性委員の登用促進	各課で所管する審議会や委員会などの委員選出時、女性委員が登用されるよう、働きかけを行う。また、委員の職務規定（設置根拠）の見直しや選出母体となる団体への呼びかけなど、女性の積極的な登用に全課で取り組む。	地域支援課 全課	地域・企業
92	市女性職員の管理・監督職への登用促進	女性が組織の中で政策決定過程に参画できるよう管理職・監督職へ積極的に登用する。	総務課	—

【女性の人材育成やキャリア形成】

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
93	女性の活躍事例などの情報提供	企業や農業、防災、地域活動など、様々な分野で活躍する女性の事例について、市広報やホームページなどで紹介することで、あらゆる分野に女性が参画しやすい機運を醸成する。	秘書広報課 地域支援課	個人・地域 ・企業
73	【再掲】女性向け就労・就業支援セミナーなどの開催	働く意欲のある女性を対象に、就職に係る不安や悩みの解消を図り、就職・再就職への第一歩を後押しするため、就労・就業支援セミナーなどを開催する。	商工観光課	個人・地域 ・企業
74	【再掲】女性向け就労・就業相談窓口の開設	就労支援機関（ハローワーク等）などと連携し、身近で気軽な就労情報の収集や相談できる就労・就業相談窓口を開設する。また、子育てしている方でも参加しやすいように、託児所等を設置する。	商工観光課	個人・地域 ・企業
94 新規	企業などへの女性の登用促進についての情報提供と啓発	企業などにおける政策や方針決定過程への女性の登用が促進されるよう、企業訪問、アンケートなどを通じた情報提供と啓発を行う。	地域支援課	企業
95	女性が起業するための支援	女性のチャレンジを支援するため、創業支援事業の実施や、支援制度に関する情報発信を行う。	商工観光課	個人・地域 ・企業

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
96	農業分野における女性の参画の推進	新規女性就農者の確保に向け、農業分野で活躍する女性の紹介などを行う。また、女性リーダーを養成するために講習会や意見交換会を実施する。	農林課	個人・地域・企業
89	【再掲】防災分野における女性の参画推進	女性消防団員の活動の充実や、入団促進を図るとともに、防火指導、救急指導及び広報活動を行う。	消防総務課	個人・地域
		災害時、性別や年齢などの多様なニーズに対応することができるよう、地区防災連絡会や各地区の防災会議等を通じて、自主防災組織への女性の参画を推進するとともに、避難所運営委員会への女性の参加を促進する。	危機管理課	個人・地域
90 新規	【再掲】女性の防災リーダーの育成や活動の啓発	女性の防災リーダーを育成するために、女性へ防災士講習などの参加の呼びかけや情報提供を行う。	危機管理課	個人・地域
82	【再掲】地域活動に参画する人材の育成	性別を問わず地域活動やまちづくりに主体的に参画する人材やリーダー育成のための講座などを開催する。	地域支援課	個人・地域
97 新規	様々な分野で活躍する女性の情報収集	様々な分野で活躍する女性の情報を収集し、審議会等委員選出時に、各課への情報提供に努める。	地域支援課	個人・地域
98 新規	若者へのキャリア教育の実施	若者が地域について学び、主体的に考え行動するキャリア教育の実施により、未来を担う人材を育成するとともに、地域への愛着を育む。将来、地域で活躍する人材を育成するために、中高生に、地域について学び主体的に考え行動するキャリア教育を実施する。	企画政策課 社会教育課	個人・家庭・学校

《指標》

指標区分	項目	R2 (実績)	R6 (中間)	R8 (最終)
成果指標	市の審議会等委員に占める女性の割合	26.4%	30.4%	33.0%
成果指標	市の係長級における女性職員の割合	18.5%	23.7%	25.0%
活動指標	女性就労支援事業の就労相談窓口の開催件数	10回	12回	12回

## 第4章 推進体制の整備

### 1 庁内における推進体制

部長級職員及び連携調整室の職員で構成する「菊川市男女共同参画庁内推進委員会」を中心に、各課と連携を図りながら、全庁的取り組みを推進します。また、市の行政全体に男女共同参画の視点が入り入れられるように、職員研修等を実施します。

### 2 市民参画による推進

市民代表で構成する「菊川市男女共同参画推進懇話会」において、男女共同参画の推進に関して必要な事項についての提言やプランの進捗状況の評価を行います。

男女共同参画の充実した施策の展開が図れるよう、市民、企業、学校、関係団体等との連携を強化し、市民参画による推進を図ります。

### 3 国・県等の関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、国・県等関係機関との連携に努めます。

### 4 プランの進捗状況の管理・評価

年度ごとに進捗状況を管理し、男女共同参画推進懇話会等により評価を行います。

## 第5章

## 参考資料

### ○第4次菊川市男女共同参画プラン策定の過程

日程	会議等	内容
令和2年度		
令和2年12月 ～令和3年1月	実態調査	男女共同参画に関する市民アンケート
令和3年2月24日	第2回男女共同参画推進懇話会	第4次男女共同参画プランの枠組みについて
令和3年度		
令和3年6月14日	第1回男女共同参画推進懇話会 及びプラン策定委員会	第4次男女共同参画プランの骨子（案）について
令和3年6月14日	第1回庁内推進実務検討会	第4次男女共同参画プランの骨子（案）について
令和3年7月	第2回庁内推進実務検討会 （各課ヒアリング）	第4次男女共同参画プラン事業内容（案）について
令和3年9月2日	第2回男女共同参画推進懇話会 及びプラン策定委員会	第4次男女共同参画プラン（案）について
令和3年9月21日	第1回庁内推進委員会	第4次男女共同参画プラン（案）について
令和3年10月	第3回庁内推進実務検討会 （書面開催）	第4次男女共同参画プラン（案）について
令和3年10月18日	第3回男女共同参画推進懇話会 及びプラン策定委員会	第4次男女共同参画プラン（案）について
令和3年12月 ～令和4年1月	市民意見公募	パブリックコメント実施
令和4年2月14日	第4回男女共同参画推進懇話会 及びプラン策定委員会	パブリックコメントの結果等について

## ○用語解説

用語	解説
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついで生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。
性別による固定的な 役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
エンパワーメント	力をつけ、連帯して行動することによって、自分たちの置かれた不利な状況を変えていこうとする考え方。
性的マイノリティ	典型的とされる性のあり方（ヘテロセクシュアル・シスジェンダー）ではない、全体的にみると少数派とされる人々のこと。
L G B T	「LGBT」は、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性別越境者）の頭文字をとった言葉。
S O G I	「SOGI」は、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった言葉。2006年に、「ジョグジャカルタ原則」（性的指向や性自認に関する国際人権法の適用に関する原則）が採択されて以来、人権保障の文脈において、国際機関や世界各国の政策等で広く用いられている。
パートナーシップ制度	日本では同性婚では認められていませんが、府県や市区町村においては、同性同士を含むパートナーシップを婚姻しているカップルと同等のものであると自治体が公認する「パートナーシップ制度」が導入されている。

## ○用語解説

用語	解説
<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を、責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス</p>	<p>働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。</p>
<p>M字カーブ</p>	<p>日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。</p>

# ○菊川市男女共同参画推進プラン策定委員会要綱

平成17年 3月29日

告示第179号

改正 平成17年 6月13日告示第220号

平成23年 6月 3日告示第101号

平成25年 3月27日告示第61号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき、市の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画である菊川市男女共同参画推進プラン（以下「プラン」という。）の策定に当たり、市民の意見を広く反映させるため、菊川市男女共同参画推進プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、プランの策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員会に、アドバイザーを置くことができる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 各種団体の代表者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 4 アドバイザーは、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員及びアドバイザーの任期は、プランの策定が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部地域支援課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月13日告示第220号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の第5条第1項の規定は、平成17年5月17日から適用する。

附 則 (平成23年6月3日告示第101号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日告示第61号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

○菊川市男女共同参画推進プラン策定委員会委員名簿

	氏名	備考
委員長	鈴木 小百合	
副委員長	宇佐美 貴朗	
副委員長	高橋 こずえ	
委員	青山 直樹	
委員	赤堀 ひとみ	
委員	碓井 崇史	
委員	鈴木 恵	
委員	津川 千尋	
委員	星野 洋美	
委員	谷許 修	
アドバイザー	橋本 恵子	

## ○男女共同参画に関する年表

年	世界の動き	日本の動き	菊川市の動き
1975 (昭和 50 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国際婦人年</li> <li>◆メキシコシティで国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）が開催。平等・開発・平和を目標にした「世界行動計画」を採択</li> <li>◆国連総会で76年から85年を「国連婦人の10年」と決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆総理府に婦人問題企画推進本部(本部長内閣総理大臣)及び婦人問題企画推進会議を設置</li> <li>◆総理府婦人問題担当室を設置</li> </ul>	
1976 (昭和 51 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆戸籍法改正(離婚後における婚氏続称制度の新設)</li> <li>◆緒方貞子 女性初の公使(国連代表部)</li> </ul>	
1977 (昭和 52 年)		◆「世界行動計画」を受けて初の「国内行動計画」を策定	
1978 (昭和 53 年)			
1979 (昭和 54 年)	◆国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択		
1980 (昭和 55 年)	◆コペンハーゲンで「国連婦人の10年」中間年世界会議(第2回世界女性会議)開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に署名(女子差別撤廃条約)</li> <li>◆高橋展子 初の女性大使(デンマーク)</li> </ul>	
1981 (昭和 56 年)			
1982 (昭和 57 年)			
1983 (昭和 58 年)			
1984 (昭和 59 年)		◆国籍法及び戸籍法の改正(父系血統主義から父母両系血統主義へ)(配偶者の帰化条件の男女同一化)	

年	世界の動き	日本の動き	菊川市の動き
1985 (昭和 60年)	◆ナイロビで「国連婦人の10年」最終年世界会議(第3回世界女性会議)開催「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略(ナイロビ将来戦略)」を採択	◆「女子差別撤廃条約」を批准	
1986 (昭和 61年)		◆男女雇用機会均等法の施行	
1987 (昭和 62年)		◆「西暦2000年に向けての新国内計画」を策定(男女共同参画型社会の形成)	
1988 (昭和 63年)			
1989 (平成元年)			
1990 (平成2年)	◆国連(経済社会理事会)で「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択		
1991 (平成3年)		◆「西暦2000年に向けての新国内計画」の第1次改訂を実施(男女共同参画社会へ)	
1992 (平成4年)		◆育児休業法の施行 ◆婦人問題担当大臣を設置	
1993 (平成5年)	◆国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択		
1994 (平成6年)		◆総理府に男女共同参画室を設置 ◆内閣総理大臣の諮問期間として男女共同参画審議会設置(行動計画スローガンは男女共同参画社会) ◆高等学校家庭科男女選択必修	
1995 (平成7年)	◆北京で第4回世界女性会議を開催「北京宣言」と「行動綱領」を採択	◆「ILO156号条約」批准(男女の労働者に対する家庭責任) ◆育児・介護休業法成立	

年	世界の動き	日本の動き	菊川市の動き
1996 (平成8年)		◆「男女共同参画2000年プラン～男女共同参画社会の形成の促進に関する西暦2000年(平成12年)度までの国内行動計画」策定	
1997 (平成9年)			
1998 (平成10年)		◆特定非営利活動促進法の施行	
1999 (平成11年)		◆改正男女雇用機会均等法の施行 ◆改正労働基準法の施行 ◆改正育児・介護休業法の施行 ◆男女共同参画社会基本法の施行 ◆少子化対策推進基本方針の策定	
2000 (平成12年)	◆ニューヨークで女性2000年会議を開催「政治宣言」「成果文書」を採択	◆「男女共同参画基本計画」策定(6月23日施行)	
2001 (平成13年)		◆内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置 ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律一部施行	◆旧菊川町で男女共同参画に関する庁内連絡会を設置
2002 (平成14年)		◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律完全施行 ◆改正育児・介護休業法施行 ◆少子化対策プラスワン策定	◆旧小笠町で小笠町男女共同参画行動計画策定委員会、小笠町男女共同参画推進委員会、ワーキング部を発足 ◆旧菊川町・旧小笠町でプランの策定作業を開始 ◆男女共同参画に関する住民意識調査を実施
2003 (平成15年)		◆少子化社会対策基本法の公布、施行 ◆次世代育成支援対策推進法の公布、施行	

年	世界の動き	日本の動き	菊川市の動き
2004 (平成 16年)		◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正	◆「菊川町男女共同参画行動計画」策定 ◆「男女共同参画小笠町プラン」策定
2005 (平成 17年)	◆ニューヨークで「北京+10」世界閣僚級会合を開催	◆「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ◆女性の再チャレンジ支援プランの策定	
2006 (平成 18年)		◆男女雇用機会均等法の改正 ◆女性の再チャレンジプランの改定 ◆教育基本法改訂	◆両町のプランを一元化「菊川市男女共同参画プラン」策定
2007 (平成 19年)		◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正 ◆短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の改正 ◆仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進の為の行動指針の策定	
2008 (平成 20年)		◆「女性の参画加速プログラム」決定 ◆児童福祉法、次世代育成支援対策推進法改正 ◆配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正施行(保護命令制度の拡充)	
2009 (平成 21年)		◆育児・介護休業法改正	
2010 (平成 22年)	◆第 54 回国連婦人の地位委員会(北京+15)開催(ニューヨーク)	◆「第3次男女共同参画基本計画」策定 ◆仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章、仕事と生活の調和促進のための行動指針改定	

年	世界の動き	日本の動き	菊川市の動き
2011 (平成 23年)	◆ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)発足		◆第2次菊川市男女共同参画プラン策定(平成23年度～平成28年度)
2012 (平成 24年)	◆第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択	◆「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定	
2013 (平成 25年)		◆男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針策定 ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正	
2014 (平成 26年)	◆第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択	◆配偶者からの暴力の防止及び被害者(等)の保護に関する法律の改正(適用対象を生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者へ拡大)	
2015 (平成 27年)	◆第59回国連女性の地位委員会(北京+20)(ニューヨーク)	◆女性活躍推進法公布・施行 ◆「第4次男女共同参画基本計画」策定	◆男女共同参画に関する住民意識調査を実施
2016 (平成 28年)		◆男女雇用機会均等法(妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務の新設) ◆育児・介護休業法改正(子の看護休暇の半日単位の取得、育児休業の対象となる子の廃位拡大等)	◆第3次菊川市男女共同参画プラン策定(平成28年度～平成33年度)
2017 (平成 29年)		◆育児・介護休業法改正、施行(育児休業の再延長等)	
2018 (平成 30年)		◆政治分野における男女共同参画推進法公布、施行 ◆働き方改革関連法公布、一部施行	
2019 (平成 31年) (令和元年)		◆女性活躍推進法改正 ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正(連携・協力機関として児童相談所が明確化)	

年	世界の動き	日本の動き	菊川市の動き
2020 (令和2年)	◆第64回国連女性の地位委員会(北京+25)	◆「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を設置 ◆「第5次男女共同参画基本計画」策定	◆男女共同参画に関する住民意識調査を実施
2021 (令和3年)			◆第4次菊川市男女共同参画プラン策定(令和4年度～令和8年度)

# ○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第百四十五回通常国会

小渊内閣

改正 平成十一年七月一六日法律第一〇二号

同十一年二月二二日同第一六〇号

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

## 目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするととも

に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構

成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推

進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる

施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣

又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができ。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な

資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲

げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

〇中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他

の手續をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

# ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

第百八十九回通常国会

第三次安倍内閣

改正 平成二九年三月三十一日法律第一四号

令和元年六月五日同第二四号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

## 目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対

応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとも

に、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画

又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

### 第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。  
(基準に適合する一般事業主の認定)
- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める旨の認定を行うことができる。

のであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、

適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中

小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正)

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法二四・旧第十三条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法二四・旧第十四条繰下)

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職

業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条繰下)

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資す

る情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条線下・一部改正)

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条線下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条線下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に

関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条線下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条線下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条線下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- （令元法二四・旧第二十三条線下・一部改正）
- （秘密保持義務）
- 第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- （令元法二四・旧第二十四条線下）
- （協議会の定める事項）
- 第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- （令元法二四・旧第二十五条線下）
- 第五章 雑則
- （報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）
- 第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
- （令元法二四・旧第二十六条線下・一部改正）
- （公表）
- 第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- （令元法二四・追加）
- （権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（令元法二四・旧第二十七条線下・一部改正）

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（令元法二四・旧第二十八条線下）

#### 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（令元法二四・旧第二十九条線下・一部改正）

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

（令元法二四・旧第三十条線下・一部改正）

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

（令元法二四・旧第三十一条線下・一部改正）

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十

年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



# 例えば男女共同参画社会って こんな社会

## 家庭



家庭で、支え合い、子育てや介護などの  
家庭生活を送ることができる

## 職場



職場で、働きたい人が性別に関係なく、  
その能力を十分に発揮できる

## 地域



地域で、自治会や防災会などの意思決定の場に  
女性も参画し多様な意見が反映される

### 第4次菊川市男女共同参画プラン 令和4年3月

発行：菊川市役所 総務部 地域支援課  
〒439-8650 菊川市堀之内61番地  
電話 (0537)35-0925  
FAX (0537)35-0977

E-mail : [chiiki@city.kikugawa.shizuoka.jp](mailto:chiiki@city.kikugawa.shizuoka.jp)